

今月のお知らせ

6月5日～11日は危険物安全週間です

「一連の 確かな所作で 無災害」

令和4年度危険物安全週間推進標語

6月5日(日)～11日(土)の1週間(毎年6月第2週の日曜～土曜)は危険物安全週間です。

危険物とは、消防法で定められているもので、火災発生の危険性と、火災拡大の危険性が大きい消火の困難性が高いものをいいます。十分注意のうえ、安全に取扱ってください。

消毒用アルコールは正しく取扱いましょう！

- ・火気の近くで使用しないようにしましょう。
- ・容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。
- ・設置、保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。
- ・落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。
- ・アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で取扱いましょう。

危険物を安全に取扱い、
事故を未然に
防ぎましょう！



詳しくは
こちら

問 住之江消防署 ☎6685-0119

児童手当の現況届について

令和4年度から、その年の6月1日における所得状況等を公簿等で確認できる受給者については、現況届の提出が原則不要となります。現況届の提出が必要となる受給者については現況届を送付しますので、令和4年6月30日(木)までに下記担当まで必ずご提出ください。

現況届の提出がない場合は、令和4年6月分(10月支払い分)以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

問 保健福祉課(福祉) 窓口③番 ☎6682-9857

令和4年度 市民税・府民税 納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期の納期限は6月30日(木)です。なお、3月16日(水)以降に所得税の確定申告または個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。



詳しくは
こちら

問 あべの市税事務所
個人市民税担当 ☎4396-2953

介護保険利用者 負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日(日)です。対象者の方へ申請書を送付します。更新希望の方は6月30日(木)までに申請してください。

なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要です。年金振込通知書等の写しを添付し、申請してください。

問 保健福祉課(高齢・介護保険) 窓口④番 ☎6682-9859

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

令和4年度の国民健康保険料について

●保険料の決定

令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)国民健康保険料の決定通知書をお住まいの区の区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料の納付にお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお住まいの区の区役所へお問合せください。

令和4年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和4年度 国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※1
平等割保険料(世帯あたり)	28,175円	9,191円	741円
均等割保険料 (被保険者あたり)	被保険者数 ×27,488円	被保険者数 ×8,967円	介護保険第2号 被保険者数 ×16,739円
所得割保険料※2	算定基礎所得金額※3 ×8.59%	算定基礎所得金額※3 ×2.87%	算定基礎所得金額※3 ×2.69%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

- ※1 介護分保険料は、被保険者の中に40～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。
- ※2 世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。
- ※3 算定基礎所得金額は、前年中総所得金額等-43万円となります。

●保険料の改定

平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化が図られました。被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。

令和元年度には、大阪府の保険料算定において大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じ保険料負担の抑制を図ったところですが、令和6年度の統一保険料率に向けて、段階的に激変緩和措置を解消していくこととしています。令和4年度の本市一人当たり平均保険料は、府の算定では+5.4%の改定が必要となること、激変緩和措置を約9億円とし、+4%の改定としています。

問 窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎6682-9956

古い住宅の建替え・解体費用を補助します！

一定の要件を満たす建替え・解体費用を補助します(限度額あり)。詳細はお問合せください。

- ①戸建住宅への建替え: 対策地区内において、未接道敷地等を解消するために隣地を平成30年4月1日以降に取得し、戸建住宅に建替える場合、設計費・解体費等の一部を補助します。
- ②解体: 対策地区内において、幅員4m未満の道路に面する昭和25年以前建築の木造住宅を解体する場合、解体費の一部を補助します。



①の詳細は
こちら



②の詳細は
こちら

問 都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 ☎6882-7053 ☎6882-0877

6月は環境月間、6月5日は世界環境デーです

地球のために環境にいい活動を楽しみましょう！

🌍 地球環境問題について知ろう！



地球環境を守るためには一人ひとりの行動が大切です。まずは知ることから始めよう！

なにわエコスタイルのYoutubeをチェック！

Youtube
はこちら



🌿 身近なことから行動しよう！

- ・食品ロスをなくそう
- ・住環境を見直してみよう
- ・車での移動をなるべく減らそう
- ・マイボトルを持って出かけよう
- ・自らの行動を発信しよう



マイボトルスポットMAPもあります！



🌿 環境イベントに参加しよう！

- ・Instagramを活用した環境フォトコンテスト
- ・環境啓発講座(なにわECOスクエア)

環境月間について詳しくはこちら



問 環境局 環境施策課 ☎6630-3491 ☎6630-3580